

# 公的年金改革に関する緊急アンケート 調査結果 (平成15年度)

平成15年10月7日  
日本商工会議所

## 【実施概要】

### 1. 調査目的

「公的年金改革提言」のとりまとめにあたり、中小企業及び個人事業者が当面する次期年金制度改正への要望事項を把握するため、本調査を実施した。

### 2. 調査期間

平成15年9月24日(水)～10月2日(木)

### 3. 調査対象

社会保障問題小委員会委員商工会議所(仙台・新潟・東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・高松)の会員中小企業及び個人事業者:900件

5業種(製造業、建設業、運輸業、卸・小売業、飲食・サービス業)につき各180件調査

### 4. 回答企業及び個人事業者数(回収率)

374件(41.6%)

企業:212件(製造業56件、建設業33件、運輸業:37件、卸・小売業47件、  
飲食・サービス業23件、業種未回答16件)

個人事業者:162件

### 5. 調査方法

郵送等による調査票送付。FAX等による回答票回収。

### 6. 調査内容

#### (1) 企業向け

問1 厚労省提案の「厚生年金保険料20%の引き上げ」について

問2 厚生年金保険料率が20%に引き上げられた場合の(貴社の)対応について

問3 短時間労働者に対する厚生年金保険適用が拡大された場合の(貴社の)対応について

#### (2) 個人事業者向け

問1 厚労省提案の「国民年金保険料の18,100円への引き上げ」について

問2 厚生年金保険の適用事業所の可否

<問2が「可」の事業者のみ以下の設問に回答>

問3 政府案の「厚生年金保険料20%の引き上げ」について

問4 厚生年金保険料20%への引き上げられた場合の(貴社の)対応について

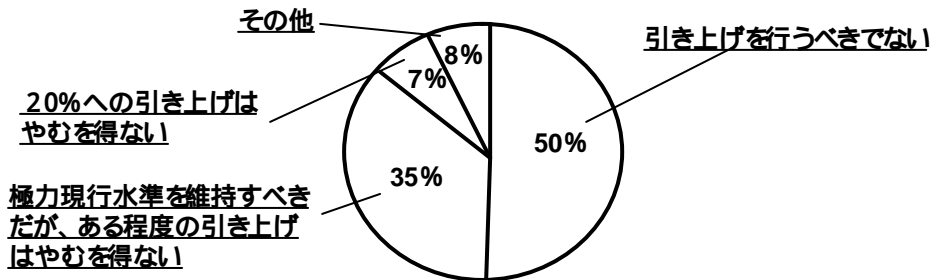
問5 短時間労働者に対する厚生年金保険適用が拡大された場合の(貴社の)対応について

# 調査結果

## 1. 企業対象アンケート (212件)

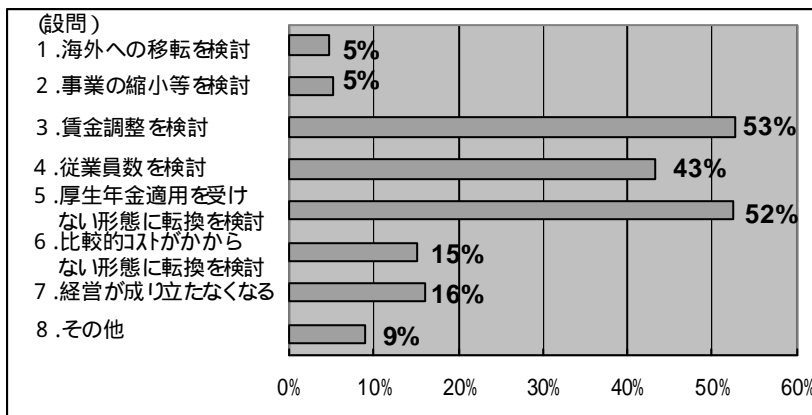
### (問1) 厚労省提案の 厚生年金保険料率を2022年までに20%まで引き上げることについて

「引き上げを行うべきでない」の回答が半数の50% (107件) を占めた。  
 「極力現行水準を維持すべきであるが、ある程度の引き上げはやむを得ない」は35% (75件)、このうち「上限を15%までとすべき」は過半数の52% (39件) を占めた。  
 「20%への引き上げはやむを得ない」は、わずか7% (14件) に止まった。



### (問2) 厚生年金保険料率が20%に引き上げられた場合の (貴社の) 対応について (複数回答)

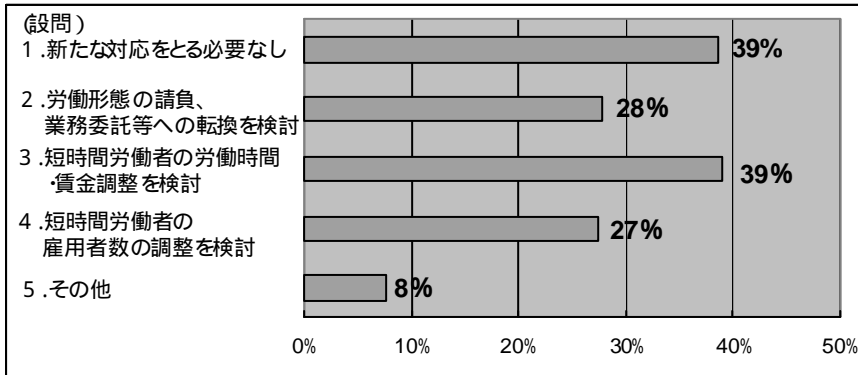
「賃金調整を検討」が最も多く53% (112件)、次いで、「厚生年金保険の適用を受けない形態 (労働派遣・請負・業務委託等) への転換を検討」が52% (111件)、「従業員数の調整を検討」が43% (92件) と続いている。  
 また、「比較的雇用コストがかからない事業形態 (労働集約的ではない) への転換を検討」が15% (32件)、「事業の縮小等を検討」が5% (11件)、海外への生産拠点の移転を検討が5% (10件) となっており、保険料引き上げにより何らかの調整を行うとした企業が全体の90% (191件) に達した。  
 また、「そもそも経営が成り立たなくなる」と回答した企業も16% (34社) あった。



**問3)短時間労働者に対する厚生年金保険適用が拡大された場合の(貴社の)対応について**  
(複数回答)

「短時間労働者の労働時間・賃金調整を検討」が最も多く39%(83件)、次いで、「労働形態の請負、業務委託等への転換を検討」が28%(59件)、「雇用者数の調整を検討」が27%(58件)と続いており、何らかの調整を行うと回答した企業は、全体の60%(128件)に達した。

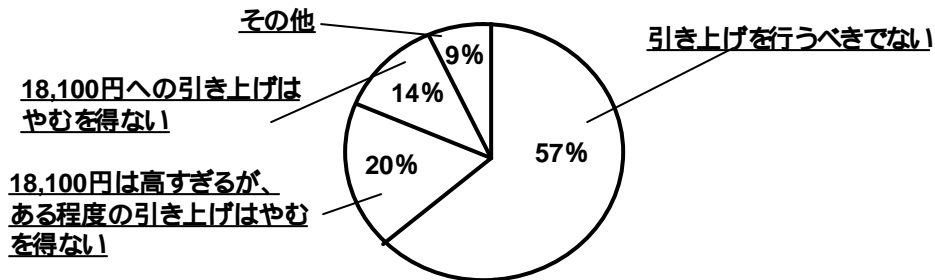
他方、「短時間労働者がいない、あるいは少ないので新たな対応をとる予定がない」と回答した企業は39%(82件)。業種別にみると、建設業67%が最も多く、次いで、製造業50%、運輸業43%、卸・小売業32%、飲食サービス業9%の順であった。特に、飲食・サービス業については、90%以上の企業が短時間労働者に厚生年金保険の適用が拡大されると何らかの調整が必要と答えている。



**2. 個人事業者対象アンケート (162件)**

**問1)厚生省提案の「国民年金保険料の18,100円への引き上げ」について**

「引き上げを行うべきでない」が過半数の57%(92件)を占めた。「18,100円は高すぎるが、ある程度の引き上げはやむを得ない」が20%(33件)。このうち、「上限を15,000円までとすべき」が全体の61%(20件)を占めた。「引き上げはやむを得ない」という回答はわずか14%(23件)に止まった。



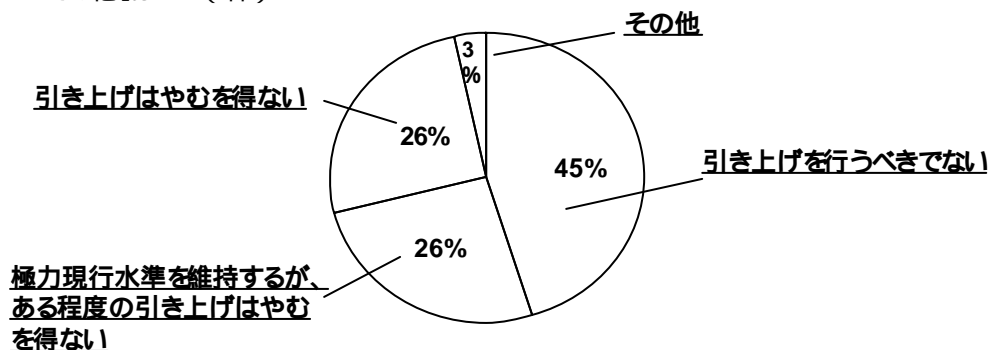
**問2)厚生年金保険の適用事業所の可否**

「適用事業所である」が、19%(31社)  
 「適用事業所でない」が、77%(121社)。  
 未回答が4%(7社)

<問2で「適用事業所である」と回答された個人事業者(31社)のみ以下の設問に回答>

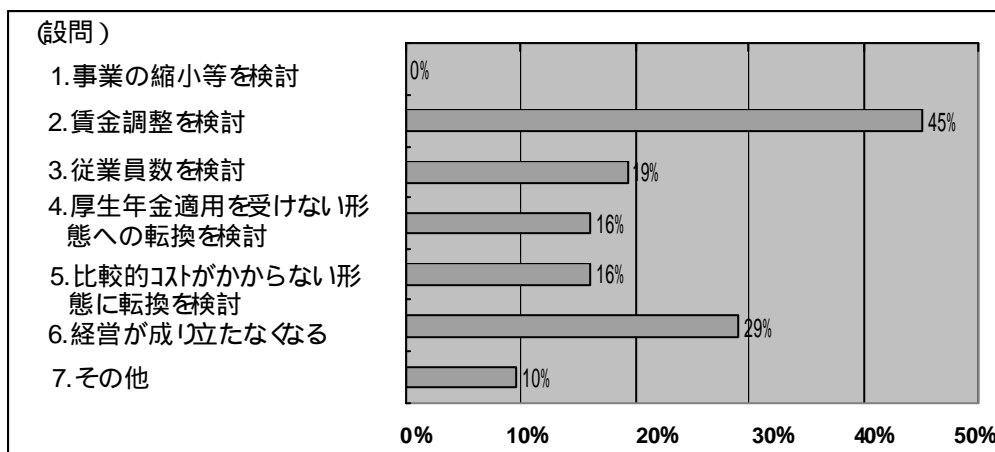
**(問3)厚生省提案の「厚生年金保険料率を2022年までに20%まで引き上げることについて**

「引き上げを行うべきでない」が約半数の45% (14件)を占めた。極力現行水準を維持すべきであるが、ある程度の引き上げはやむを得ない」とい回答が26% (8件)、「20%への引き上げはやむを得ない」とい回答は26% (8件)あった。  
「その他」は3% (1件)



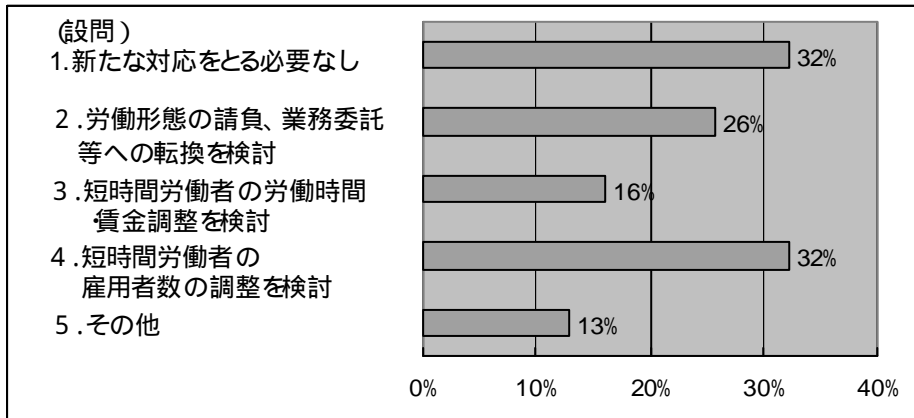
**(問4)厚生年金保険料率が20%に引き上げられた場合の(貴社)の対応について (複数回答)**

「賃金調整を検討」が最も多く45% (14件)、「従業員数の調整を検討」が19% (6件)、「厚生年金保険の適用を受けない形態(労働派遣 請負 業務委託等)への転換を検討」が16% (5件)、「比較的雇用コストがかからない事業形態(労働集約的ではない)への転換を検討」が16% (5件)との順となっており、保険料引き上げにより何らかの調整を行った個人事業者は74% (23件)に達した。また、「経営が成り立たなくなる」と回答した企業は29% (9社)あった。



**(問5)短時間労働者に対する厚生年金保険適用が拡大された場合の(貴社の)対応について**  
**(複数回答)**

雇用者数の調整を検討」が32% (10件)、労働形態の請負、業務委託等への転換を検討」が26% (8件)、労働時間・賃金調整を検討」が16% (5件)と、何らかの調整を行うとした企業が55% (17社)あった。他方、「短時間労働者がいない、あるいは少ないので新たな対応をとる予定がない」と回答した企業は32% (10社)あった。



以上